

令和7年6月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省医薬局長より、各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、大阪府健康医療部を通じ、本会に対しても別添のとおり周知方依頼がありました。

本通知（令和7年5月16日付け、医薬発0516第7号）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、保健衛生上の危害が発生するおそれがある「指定薬物」について、令和7年厚生労働省令第60号により省令の一部改正が行われ、今回、新たに「エチル＝1－（1－フェニルエチル）－1H－イミダゾール－5－カルボキシラート」が指定薬物に追加され、この物質やそれを含む製品（ただし、元来含有する植物は除く）が規制対象となるというもので、施行日は公布日（令和7年5月16日）から10日後の令和7年5月26日です。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきましてご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添文書については、下記のホームページで閲覧可能です。

【厚生労働省医薬局ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html#tu\\_4](https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html#tu_4)

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/tuuti/r07\\_1.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/tuuti/r07_1.html)

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267